

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

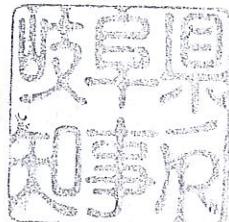
住 所 岐阜県本巣郡北方町高屋1141番地の2

氏 名 メスキュー中部株式会社
代表取締役 八代 昌史

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇

許可の年月日 平成29年 1月18日
許可の有効年月日 平成36年 1月17日

COPY

1 事業の範囲

積替え、保管を含む。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、ガドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの）

以上 12種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1)所在地

岐阜県本巣郡北方町高屋中道北1141番1、1141番2、1141番3、1141番6

(2)保管面積

62.54m²

(3)特別管理産業廃棄物の種類

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害鉱さい（水銀、カ

許可番号 02161111766

ドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレンを含むもの)、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害燃え殻(カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの)、特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアノ、トリグロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの)、特定有害廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機リン、6価クロム、砒素、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類を含むもの)

以上 12種類

(4) 保管上限

54.40m³

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(新規)
平成17年 8月 17日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届(書換)
平成20年 3月 7日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成21年 9月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成23年 2月 22日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(変更)
平成26年 9月 2日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)
平成29年 1月 18日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(更新)(優良認定)

5 積替え許可の有無 有・[無]

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 [有]・無